

大阪広域環境施設組合議会規則第1号

大阪広域環境施設組合議会会議規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合議会会議規則（平成27年2月2日組合議会議決）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)を加える。

改正後	改正前
<p>(不応招、欠席の届出)</p> <p>第9条 <u>議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため、招集に応ずることができないとき、又は会議に出席することができないときは、その理由を附し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(議案の提出)</p> <p>第10条 議員が組合議会で議案を提出しようとするときは、その案を具え、理由を附し、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに<u>氏名を連記</u>して議長に提出しなければならない。</p>	<p>(不応招、欠席の届出)</p> <p>第9条 <u>議員は、招集に応ずることができないとき、又は会議に出席することができないときは、正当の理由を示して議長に届け出なければならない。</u></p> <p>[新設]</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第10条 議員が組合議会で議案を提出しようとするときは、その案を具え、理由を附し、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに<u>連署</u>して議長に提出しなければならない。</p>

<p>い。</p> <p>(修正の動議)</p> <p>第27条 修正の動議は、その案を具え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が<u>氏名を連記</u>し、その他のものについては、2人以上の賛成者が<u>氏名を連記</u>してあらかじめ議長に提出しなければならない。</p> <p>(投票の方式)</p> <p>第33条 [略]</p> <p>2 投票を行うときは、議長は、出席議員の数を宣告し、議員は、<u>書記その他の職員</u>の氏名点呼に応じて投票しなければならない。</p>	<p>(修正の動議)</p> <p>第27条 修正の動議は、その案を具え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が<u>連署</u>し、その他のものについては、2人以上の賛成者が<u>連署</u>してあらかじめ議長に提出しなければならない。</p> <p>(投票の方式)</p> <p>第33条 [同左]</p> <p>2 投票を行うときは、議長は、出席議員の数を宣告し、議員は、<u>書記</u>の氏名点呼に応じて投票しなければならない。</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。